

石巻市創業支援補助金 交付決定までの流れ

1. 特定創業支援事業の受講

ex.) 『創業開成塾』（石巻産業創造㈱へ申し込み TEL0225-98-8782）



2. 特定創業支援事業の認定 —上記支援事業を受けた認定書の申請・交付—

- (1) 申請書〔2部〕
- (2) 住民票抄本<法人は法人登記事項証明書>
- (3) 提出時身分証明書の提示

※他市で創業する場合の登録免許税の減免には利用できません。



3. 石巻創業支援補助申請

【共通】

- (1) 申請書 (2) 事業者概要書〔様式2号〕 (3) 事業計画書〔様式3号〕
- (4) 創業済みの事業者の場合は、会社案内等のパンフレット
- (5) 市税、国保税完納証明書（非課税の場合は課税がないことの証明書）
- (6) 機械等の調達場合は、カタログ等 (7) 特定創業支援の認定書
- (8) 反社会勢力との関係がない誓約書 (9) その他市長が認める資料

【個人】

- (10) 税務署提出の開業届出書の写し（創業前の場合は、住民票抄本）
- (11) 直近3期分の青色（白色）申告書の写し

【法人】 ※既に創業している場合

- (12) 定款・法人登記事項証明書〔全部事項証明書又は現在事項証明書〕
- (13) 直近3期分の決算書

※市外創業者、風俗営業法に規定する事業は対象外。



※**現地確認を実施**

4. 補助金審査

- (1) 資格審査 [他補助との重複の有無確認等]
- (2) 内容審査 [申請書類審査、申請者によるプレゼンテーション]
評価者：石巻市創業支援事業者連携会議構成員
- (3) 採点 交付決定 or 不交付



5. 補助金交付決定

交付決定～1年の間。補助率3/4以内 上限100万円以内

- 【対象外】・中古品購入費 ・不動産購入費 ・車両購入費（リース別）
- ・店舗敷金、礼金ほか
 - ・50万円以上の備品 ・交付決定前の費用

